資　料　２

平成１７年度自ら評価案件の決定までのフロー（案）

７月上旬
専門調査会・要望書・モニター等の意見

８月中旬
事務局にて自ら評価の案件候補の整理

９月１日
企画専門調査会における審議
・評価案件候補を優先度を考慮して絞り込む（5～6件目処）
・前年度の自ら評価のフォローアップ

９月下旬
メド
企画専門調査会における審議
・評価案件候補を優先度を考慮して絞り込む（2～3件目処）
・評価案件候補の整理（リスク管理機関等）
※必要に応じ関係者（リスク管理機関等）への説明
※評価サイドからの意見聴取
※評価サイドからの考え方を整理（必要に応じ専門調査会からの意見聴取）

１０月～１１月
・一七年度運営計画の実施状況の中間報告

１１月
評価案件候補の取扱について事務局案を整理

１１月下旬～１２月中旬
・情報収集の継続　等
・ファクトシートの作成
・自ら評価の案件
食品安全委員会における審議
決定

１２月末
食品健康影響評価技術研究領域への反映

１月頃
企画専門調査会への報告

※平成１７年度の自ら評価案件の選定はフロー図のとおり行うが、緊急・特段の評価案件については企画専門調査会において審議し年度末までに決定する。
※　自ら評価案件の候補については、食品安全委員会自体においても随時審議し、決定する。

委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項

（平成１６年５月２７日食品安全委員会決定）

（関係機関、マスメディア等の情報）

１．国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報であって、以下のいずれかに該当するもの[注1]。

（１） 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

（２） 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

注１：ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため、明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合は除外する。

（食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報）

２．食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見であって、以下のいずれかに該当するもの[注2]。

（１） 評価を要請しているもの

（２） 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

（３） 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

注２：ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合、又は具体的な出所や根拠が表明されていない場合は除外する。

（委員会への要望書等の情報）

３．委員会に文書で寄せられた要望・意見等であって、以下のいずれかに該当するもの[注3]。

（１） 評価を要請しているもの

（２） 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

（３） 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

注３：ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合、又は具体的な出所や根拠が表明されていない場合は除外する。

企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
（平成１６年６月１７日食品安全委員会決定）

次の３つのいずれかに該当するもの[注]の中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを候補として食品安全委員会に報告する。

①　国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。

②　危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

③　評価ニーズが特に高いと判断されるもの

国民の健康への影響が想定される危害要因であって、食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報のうち国民の評価ニーズが特に高いと判断されるもの。

注：　食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われているものを除く。

企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成１６年６月１７日食品安全委員会決定）の趣旨について（平成１７年２月１８日企画専門調査会提出資料）

企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定については、「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成１６年６月１７日食品安全委員会決定）」に基づき、①国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、②危害要因等の把握の必要性が高いもの、③評価ニーズが特に高いと判断されるものの中から、食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われているものを除き、食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを候補として食品安全委員会に報告することとなっている。

ここで、「食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている」とは、リスク管理機関が規格基準等を制定している場合、試験研究等を行っている場合、リスク管理機関が米国産牛肉に関する食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合などが該当すると考えられる。

また、対象候補に関する科学的知見の多寡は、選定された後の食品健康影響評価の着手の仕方に影響を与えるものであるが、対象候補の選定段階においては考慮する必要はないと考えられる。

なお、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価に着手するに当たっては、科学的知見が十分存在する場合には直ちに評価に着手し、科学的知見が不十分な場合には調査事業等を実施するなどの対応が想定される。